

経営者が 知っておくべき 税金知識

経営者が最低限知っておきたい！
生産性向上設備投資促進税制の税務

- 生産性向上設備投資促進税制の全体像
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

経営者が最低限知っておきたい！

生産性向上設備投資促進税制の税務

はじめに

平成 26 年度税制改正において、日本経済の活性化の観点から、最新鋭の設備に対する設備投資などを促進することを目的として、生産性向上設備投資促進税制が創設されました。具体的には、企業が一定の「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を取得等すると、本制度により税額控除などの税制上の特典が認められます。本制度の適用期限は平成 29 年 3 月 31 日までとされていますので、早期の活用を検討することが望まれます。

本制度は、所定の設備を購入する必要があるものの、企業の生産性がアップすると見込まれる、質の高い設備投資が対象になりますので、業績アップに役立つ設備を購入しながら、かつ節税も見込める制度です。実際のところ、太陽光発電の即時償却が平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止されたこともあり、中小企業が有効活用できる投資減税が限定されている昨今、本制度に対する注目は非常に大きくなっているという印象があります。

その他、本制度は経済産業省の肝いりでスタートしたこともあって、適用対象になるかどうかの判定について、グレーな部分は大きくはありません。このため、本制度の内容は決して簡単ではないものの、内容を理解できれば、税務調査において税務署とトラブルになる、というケースは多くはありません。つまり、本テキストにおいて最低限必要な内容を正確に理解するとともに、不明な点があれば、適宜税理士などの専門家に相談することで、リスクなく本制度のメリットを受けることができます。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役に立つのであれば、これに勝る喜びはありません。

目次

- I 生産性向上設備投資促進税制の全体像
- II 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

<注意点>

本小冊子は、平成 27 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。

I 生産性向上設備投資促進税制の全体像

【Q1】

＜生産性向上設備投資促進税制の全体像＞

所定の最新鋭設備を購入した場合、生産性向上設備投資促進税制という税制上の特典があると聞きましたが、この制度について教えてください。

【A1】

＜所定の要件を満たす、青色申告法人が適用を受けられる制度＞

生産性向上設備投資促進税制は、青色申告法人が所定の要件を満たす「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を取得して事業の用に供した場合に、特別償却や税額控除が認められる制度です。

【解説】

平成26年度税制改正により、企業における最新鋭設備への投資促進を目的として、生産性向上設備投資促進税制が創設されました。この制度は、青色申告者が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までに、所定の要件を満たす「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を取得等して事業の用に供した場合に、特別償却や税額控除といった税制上の特典を受けることができるとする制度です（図1参照）。

（図1）生産性向上設備投資促進税制の要件

類型	A類型（先端設備）	B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）
対象設備（要件）	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①最新モデル ②生産性向上（年平均1%以上）	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%（中小は5%）以上
確認者	工業会等	経済産業局
その他の要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	

(出典) 経済産業省ホームページを基に作成

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai150406.pdf

生産性向上設備投資促進税制は、青色申告法人であれば適用対象になるとされており、対象となる業種や、企業の規模に制限はありません。このため、「生産性向上」などと言われるものの、製造業だけではなく、非製造業も含めた幅広い事業者が対象になります。

本制度により、以下の(図2)のような特典が認められます。適用時期によって、適用される金額が異なりますので、注意してください。

(図2) 生産性向上設備投資促進税制の税制措置

適用時期	特別償却額(※1)	税額控除額(※1)(※2)
平成26年1月20日～ 平成28年3月31日	取得価額×100%(即時償却)	取得価額×5%(建物・構築物は3%)
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	取得価額×50%(建物・構築物は25%)	取得価額×4%(建物・構築物は2%)

(※1) 特別償却と税額控除のどちらか一方を選択して適用する選択性です。

(※2) 当期の法人税の20%が税額控除額の限度となります。

【Q2】

＜対象設備の具体的な範囲＞

(図1)の対象設備について、具体的な範囲について教えてください。

【A2】

＜(図3)の設備のうち、一定のものが対象になる＞

(図3)の設備のうち、要件を満たすことについて、A類型やB類型の確認等(Q3参照)を受けているものが生産性向上設備投資促進税制の対象設備になります。

ただし、その他の適用除外要件(Q4参照)に該当する設備や取得価額要件(Q5参照)を満たさない設備については、本制度の対象にはなりません。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制は、対象となる設備を取得等した場合に適用されますが、その対象となる設備は、「最新設備」と言われるA類型(先端設備)と、「利益改善のための設備」と言われるB類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)に分けて、次の(図3)のとおり定められています。

(図3)に掲げる設備のうち、要件を満たすことについて後述するA類型やB類型の確認等(Q3参照)を受けているものが、原則として生産性向上設備投資促進税制の対象設備になります。

ただし、後述するその他の適用除外要件（Q4参照）に該当する設備や、取得価額要件（Q5参照）を満たさない設備については、本制度の対象にはなりません。

（図3）生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備

A 類型（先端設備）	
設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のを除きます。）
建物	断熱材 断熱窓
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除きます。） 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 昇降機設備 アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限ります。） 日射調整フィルム
＜中小企業者等の場合のみ対象＞	
設備の種類	用途又は細目
器具備品	サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの）（※）
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの
（※）器具備品のうち、サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除きます。	
B 類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）	
設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て（※）
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て
（※）器具備品のうち、サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除きます。	

（出典）経済産業省ホームページを基に作成

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai150406.pdf

【Q3】

＜A 類型やB 類型の確認等の手続き＞

生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備に対しては、要件を満たすことについてA類型やB類型の確認等が必要であるとのことですが、具体的にはどのような手続きが必要になるのでしょうか。

【A3】 <工業会等の確認等が必要になる>

A類型（先端設備）とB類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）とで異なる手続きとされており、A類型（先端設備）は工業会等の確認が必要になり、B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）は経済産業局に投資計画の確認を受ける必要があるとされています。

ただし、A類型（先端設備）については、確認等の手続きは設備メーカーが行うことになっていますので、設備等の購入にあたり、設備メーカーに証明書の発行を依頼し、その交付を受けるという簡易な手続きで足りる。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備は、A類型（先端設備）とB類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）の二種類ありますが、それぞれ異なる手続きにより、所定の確認等を受ける必要があるとされています。

A類型（先端設備）の場合、工業会等の確認が必要とされています。ただし、その手続きは、設備メーカーが行うことになっています。このため、設備等の購入にあたり、設備メーカーに証明書の発行を依頼し、設備メーカーを通じてその交付を受けるという簡易な手続きで足りる。

一方、B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）については、投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請する必要があるとされています。事前に投資計画を策定するなど、B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）の確認等の手続きは非常に難しいですので、設備投資を行う前に、顧問税理士などに相談して下さい。

【Q4】 <その他の適用除外要件>

その他の適用除外要件に該当する設備については、生産性向上設備投資促進税制の対象にならないということですが、具体的にはどのような要件をいうのでしょうか。

【A4】 <中古設備に該当しないことなど、所定の要件>

生産性向上設備投資促進税制は、業績アップにつながる質の高い設備投資を促進するという観点から、中古設備や貸付設備など、本制度の趣旨にそぐわない設備については、その対象から除外されています。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制は、業績アップにつながる質の高い設備投資を促進するという観点から、下記に挙げる所定の設備については、その対象から除外されています。

① 中古設備

本制度の対象になる設備は、製作又は建設後事業の用に供されたことのない資産、すなわち新品の資産に限られるとされています。このため、中古設備を購入しても、本制度の適用はありません。

② 貸付設備（賃貸資産）

賃貸することは、企業の生産性をアップすることと直接関係はない、という観点から、賃貸する設備については、原則として貸す側、借りる側ともに本制度の対象にはなりません。

③ 海外で使用する資産

本制度の対象となる資産は、国内における事業の用に供する資産に限定されています。このため、海外で使用する資産は、本制度の対象にはなりません。

④ 生産等設備に該当しないもの

本制度の対象となる資産は、生産、販売、役務提供といった付加価値の生成による収益の獲得に直接関係する資産（「生産等設備」といいます。）に限定されています。このため、業務遂行上間接的に必要とされる設備は対象外とする、という取扱いが設けられています。

付加価値の生成による収益の獲得に直接関係するかどうかの判断は非常に難しいですが、例えば、本店の機能しかない建物、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は、経営統括、従業員の利便、従業員の確保といった目的のものであり、生産等設備には該当しないとされています。

反面、製造業の工場、卸売業の店舗・倉庫、小売・サービス業の店舗などは、一般に生産等設備に含まれるとされています。

①～③は別途、④についてはケースバイケースの判断になりますので、専門家とも相談しながら判断する必要があります。

【Q5】**＜取得価額要件＞**

生産性向上設備投資促進税制の適用要件である、取得価額要件について教えてください。

【A5】**＜一台等及び一事業年度等における取得価額が所定の金額以上であること＞**

生産性向上設備投資促進税制においては、所定の金額以上の設備投資を行うべき、という観点から、取得価額要件が設けられています。

【解説】

取得価額要件は、所定の規模以上の設備投資を行うべきという考え方から設けられたもので、設備種類ごとに、下記（図4）のとおり定められています。

（図4）取得価額要件

設備種類	取得価額要件（①又は②のいずれかを満たしているものであること）	
	① 1台若しくは1基又は一の取得価額	② 1台若しくは1基又は一の取得価額及び一事業年度における取得価額の合計額
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	—
工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの	1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のもの
器具備品	同上	同上
建物	一の取得価額が120万円以上のもの	—
建物附属設備	同上	一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のもの
構築物	同上	—
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの	一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が70万円以上のもの

（出典）経済産業省ホームページを基に作成

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai150406.pdf

工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアについては、単品ベースで金額を判断するだけでなく、年度合計額で判断することもできます。

【Q6】**＜確定申告時の手続き＞**

生産性向上設備投資促進税制を適用する場合、確定申告においてはどのような手続きが必要になりますか？

【A6】**＜所定の明細書の記載や証明書の写しの添付等が必要＞**

生産性向上設備投資促進税制の適用を受ける場合、所定の明細書を作成の上、確定申告書に添付する必要があります。

加えて、A類型（先端設備）について本制度の適用を受ける場合には、設備メーカーから発行された証明書の写しを確定申告書に添付し、B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）について本制度の適用を受ける場合には、経済産業局から交付を受けた確認書の「確認書番号」などを記載する必要があります。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制の適用を受ける場合、税額控除と特別償却のいずれを適用するかに応じて、下記（図5）の明細書を確定申告書に添付する必要があります。

（図5）生産性向上設備投資促進税制を適用する場合に添付する明細書

項目	明細書
税額控除	別表六（二十二）（※1）
特別償却	特別償却の付表（八）（※2）

（※1） https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2015/pdf01/06_22.pdf

（※2） https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2015/pdf01/tokubetsu_f08.pdf

その他、A類型（先端設備）について本制度の適用を受ける場合には、設備メーカーから発行された証明書の写しを確定申告書に添付し、B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）について本制度の適用を受ける場合には、経済産業局から交付を受けた確認書の「確認書番号」を上記の明細書に記載する必要がある、とされています。

Ⅱ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

【Q7】

＜中小企業投資促進税制の意義＞

中小企業者が生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備を購入した場合、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が適用され、さらに有利な税制の特典を受けられる場合もあると聞きましたが、そもそも中小企業投資促進税制とはどのような制度なのでしょうか？

【A7】

＜中小企業者が対象になる投資減税＞

中小企業投資促進税制とは、青色申告書を提出する中小企業者が新品の機械装置などを取得等して一定の指定事業の用に供した場合に、所定の特別償却又は税額控除が認められる制度をいいます。

【解説】

中小企業投資促進税制とは、青色申告書を提出する中小企業者（原則として、資本金が1億円以下の法人をいいます。以下、同じです。）が、新品である機械装置などを取得等して、一定の指定事業（娯楽業、風俗営業等を除いた一定の業種をいいます。以下同じです。）の用に供した場合に、所定の要件を満たすことで、所定の特別償却又は税額控除が認められるという制度です。

対象となる資産の一例を挙げると、(図6)のとおりです。

(図6) 中小企業投資促進税制の対象資産

設備	要件
機械装置	全て（1台160万円以上）
器具備品、工具	一定の電子計算機（複数台計120万円以上） 一定のデジタル複合機（1台120万円以上） 一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 （1台30万円以上かつ複数台計120万円以上）
ソフトウェア	一定のソフトウェア（複数合計70万円以上）
貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

(注) 中古品、貸付の用に供する設備等は原則として対象外とされています。

(出典) 中小企業庁「中小企業税制パンフレット」を基に作成

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2015/150702zeisei.pdf>

中小企業投資促進税制により、特別償却又は税額控除される金額は、(図7)のとおりとされています。

(図7) 中小企業投資促進税制の税制措置

	特別償却額 (※1)	税額控除額 (※1) (※2)
資本金3千万円以下の法人	30%	7%
資本金3千万円超1億円以下の法人	30%	適用なし

(※1) 特別償却と税額控除のどちらか一方を選択して適用する選択性です。

(※2) 原則として、当期の法人税の20%が税額控除額の限度となります。

中小企業投資促進税制は、財務基盤が弱い中小企業の設備投資を支援するための制度として、従来から広く活用されています。更に、中小企業投資促進税制の対象となる資産が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備にも該当する場合、現状の中小企業投資促進税制に上乗せで、特別償却又は税額控除の適用を受けることが原則としてできるとされています。

この中小企業投資促進税制の上乗せ措置は、生産性向上設備投資促進税制と同様、平成29年3月31日までが期限となっています。

【Q8】

＜上乗せ措置の具体的内容＞

中小企業投資促進税制の上乗せ措置について、具体的な内容を教えてください。

【A8】

＜即時償却と原則10%の税額控除＞

中小企業投資促進税制の上乗せ措置が適用されると、特別償却については即時償却が認められ、税額控除については原則10%となります。

加えて、中小企業投資促進税制の上乗せ措置に基づく税額控除は、中小企業投資促進税制の税額控除を受けられない、資本金3千万円超1億円以下の法人も受けることができます。

【解説】

中小企業投資促進税制の上乗せ措置が適用される場合、特別償却や税額控除される金額は、(図8)のように大きく増額されます。特に、特別償却については、取得価額の全額を一括で経費にできる、即時償却が認められます。

(図8) 中小企業投資促進税制の上乗せ措置による税制措置

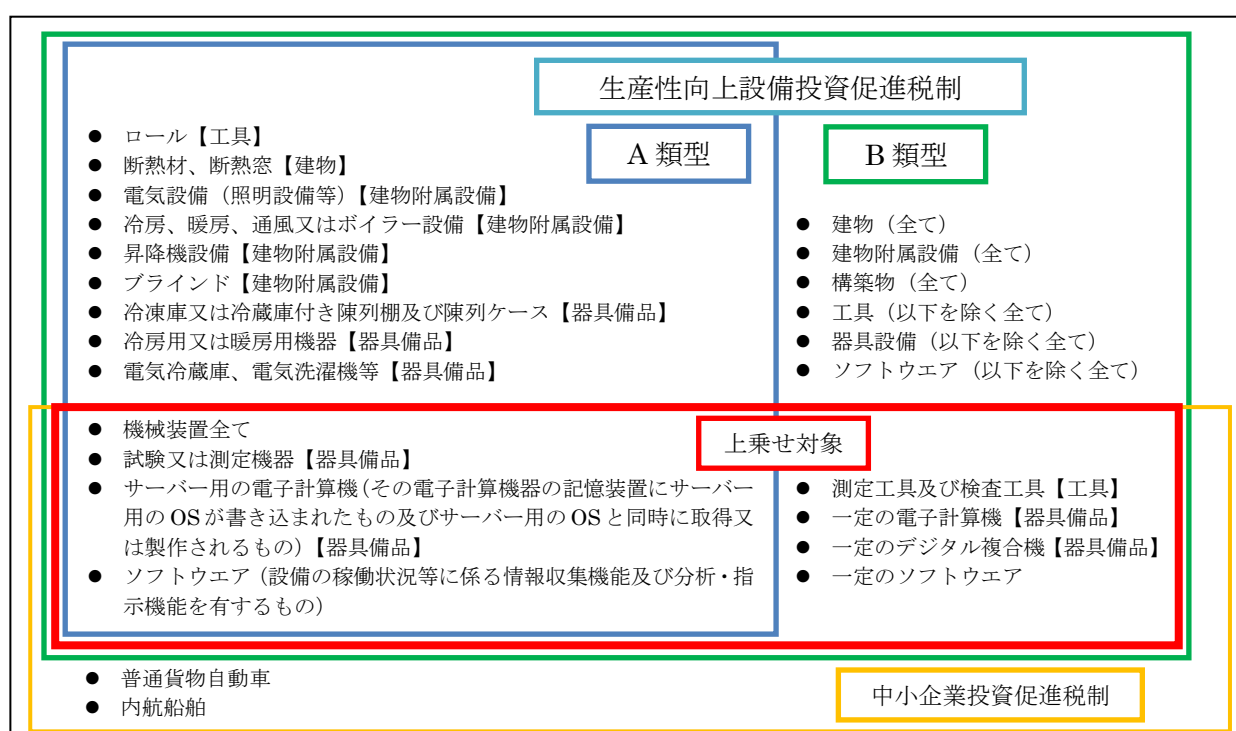
	特別償却額 (※1)	税額控除額 (※1) (※2)
資本金3千万円以下の法人	即時償却 (30% (※3))	10% (7% (※3))

資本金 3 千万円超 1 億円以下の法人	即時償却 (30% (※3))	7% (適用なし (※3))
----------------------	-----------------	----------------

- (※1) 特別償却と税額控除のどちらか一方を選択して適用する選択性です。
(※2) 原則として、当期の法人税の 20%が税額控除額の限度となります。
(※3) 上乗せ措置が適用される前の、中小企業投資促進税制に基づく割合です (図 7 参照)。

中小企業投資促進税制の上乗せ措置は、中小企業投資促進税制と生産性向上設備投資促進税制の両方の対象となる設備に適用されますので、建物や構築物など、生産性向上設備投資促進税制の対象になるものの、中小企業投資促進税制の対象にはならない資産は、この上乗せ措置の対象になりません。その逆に、貨物自動車は中小企業投資促進税制の対象になるものの、生産性向上設備投資促進税制の対象にはなりませんので、この上乗せ措置の対象になりません (図 9 参照)。

(図 9) 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の対象資産



(出典) 経済産業省ホームページを基に作成

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai150406.pdf

【Q 9】 <上乗せ措置に係る確定申告時の手続き>

中小企業投資促進税制の上乗せ措置を適用する場合、確定申告においてはどのような手続が必要になりますか？

【A 9】 <所定の明細書の記載等が必要>

中小企業投資促進税制の上乗せ措置の適用を受ける場合、所定の明細書を作成の上、確定申告書に添付する必要があります。

【解説】

中小企業投資促進税制の上乗せ措置の適用を受ける場合、税額控除と特別償却のいずれを適用するかに応じて、下記（図 10）の明細書を確定申告書に添付する必要があります。

（図 10）中小企業投資促進税制の上乗せ措置を適用する場合に添付する明細書

項目	明細書
税額控除	別表六（十二）（※1）
特別償却	特別償却の付表（八）（※2）

（※1） https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2015/pdf01/06_12.pdf

（※2） https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2015/pdf01/tokubetsu_f08.pdf

特別償却は同じ明細書ですが、税額控除の適用を受ける場合には、生産性向上設備投資促進税制の明細書とは異なる明細書を添付します。

【Q10】

<有利不利選択>

生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制の上乗せ措置はどちらか一方しか使えないと思いますが、どちらを選択したほうがいいのでしょうか。

【A10】

<上乗せ措置が有利>

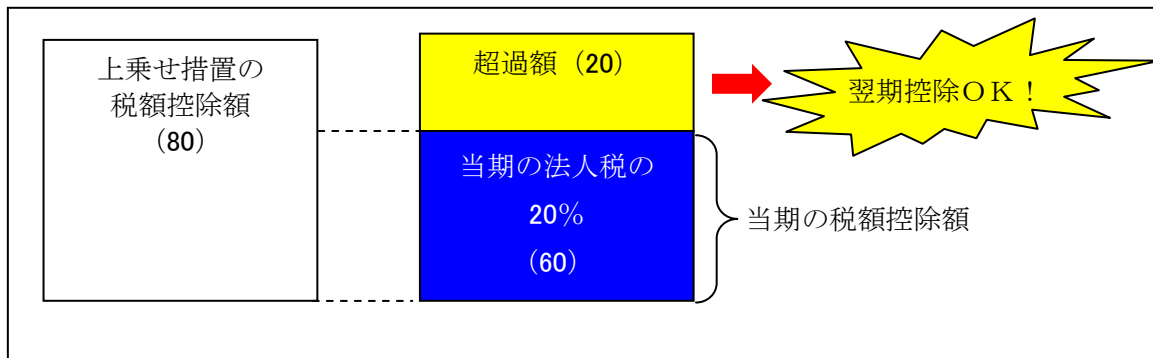
中小企業投資促進税制の上乗せ措置の方が、特別償却額及び税額控除額が大きいため、上乗せ措置が有利になります。その他、上乗せ措置については、1年間の繰越しという特例も認められます。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制の上乗せ措置は、どちらか一方を選択して適用することになります。中小企業投資促進税制の上乗せ措置の方が、生産性向上設備投資促進税制よりも特別償却額及び税額控除額が大きいため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を使ったほうが有利になります。

その他、中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、1年間の繰越しが認められる、という大きなメリットがあります。中小企業投資促進税制の上乗せ措置について、税額控除される金額は、原則として法人税の20%が限度とされていますが、その限度額を超えた部分については、1年間は繰り越すことができ、翌事業年度において税額控除することができます（図 11 参照）。

（図 11）1年間の繰越し



1年間の繰越しは、生産性向上設備投資促進税制には認められていません。この点からも、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の方が有利となります。

納税者であるあなたの正当な権利を守ります

MCS税理士法人

「迅速・丁寧・誠実な対応がモットーです」

MCS税理士法人立川事務所」では、代表税理士 舩田義行をはじめ30代～40代の若手専門家が、「迅速」「丁寧」「誠実な対応」と、何より税務会計スペシャリスト達の専門知識を持って貴方の経営を徹底支援！貴社の発展が私たちの喜びです。



事務所名 MCS税理士法人

TEL 0120-316-540

代表者名 丸山定夫・舩田義行

FAX 042-528-6949

所在地 東京都港区南青山3-13-1
小林ビル4階
東京都立川市柴崎町3-11-4
千代田生命立川ビル4階

URL <http://www.mcs-office.jp>

e-mail info@mcs-office.jp

税務のことで悩んだら

すぐにこの番号までご連絡下さい

0120-316-540